

### 有料老人ホームの入居金についての広告に関する照会事案

(事案の概要と結果)

情報提供により、有料老人ホームを運営する事業者の使用する広告チラシの入居金に関する記載が、「入居金0円」として入居時の負担金がないことが強調されている一方、契約時に敷金負担があること（契約タイプにより約140万円等の負担が認められた）については極めて小さい文字の説明があるのみであることが判明した。そこでネットとうほくは、入居時の負担に関する記載が有利誤認表示（景品表示法第5条2号）に当たる可能性があるかと判断し、有料老人ホームを運営する事業者に対して改善の検討を求める照会を行った。これに対して、事業者からは、照会書の指摘を踏まえて広告を是正する旨の回答があり、敷金に関する記載が追加なされるなど広告表示が修正された。ただし、追加された敷金に関する記載の文字が8ポイント未満であり、この点については、「見えにくい表示に関する実態調査報告書—打ち消し表示の在り方を中心に—」（公正取引委員会事務総局）\*に、「打ち消し表示の文字の大きさについては、アンケート調査結果を踏まえると、一般消費者が手に取って見るような表示物の場合には、その表示スペースが小さい場合であっても、最低でも8ポイント以上の大ききさで表示することが必要」とされていることからすれば多少の問題も残っている。もっとも、広告表示全体としては概ね対応が得られていることから、ネットとうほくとしては文字の大きさについてさらに検討を依頼しつつ、照会手続は終了とした。

\*消費者庁「打ち消し表示に関する実態調査報告書」（2017年9月）でも、同報告書を引いており、同じ立場に立っている。